

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

環境影響評価方法に問題あり

条例環境影響評価方法書の広告縦覧・借用について市民に知らせようとする姿勢がない
今回の再開発事業に関しては1万8000通近くのパブコメが寄せられ、市の広報が不十分であつたにも関わらず住民の関心の高いことが浮き彫りになった。しかし、今回の環境影響評価方法書は宮前区に3冊、本庁に3冊、各政党1冊しか用意されず、パブコメ数が1桁の数の事業と同様の数しか用意されないというおざなりの対応だった。住民の抗議によって後日、市は宮前区役所に5部増やし8冊としたがとても区民の関心の高さに対応できるものではない。貸出は一人1週間のみだ。インターネットで閲覧できるが、コピーができないようになっている。

市はこの事態を反省すると同時に、必要な部数を用意してから新たに条例の手続きを開始すべきである。

しかも、増やすよう要請すると「報告書は事業者には著作権があるので増やせない」という。自治基本条例は情報共有としている。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年9月26日（木）まで（当日消印有効）